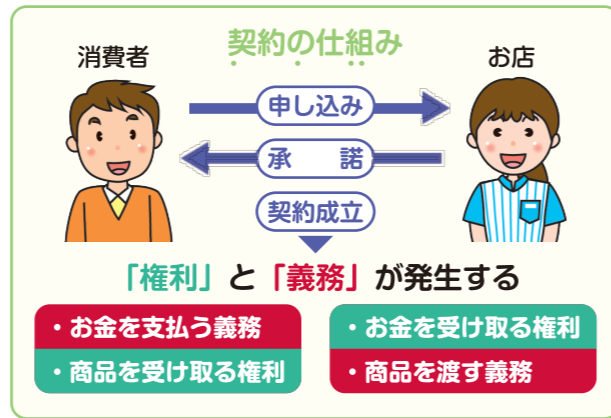


契約ってなんだろう？

- 契約とは「法的な責任が生じる約束」のことです。
- 普段の生活ではあまり意識していませんが、私たちは様々な「契約」を結んでいます。
- 例えば、コンビニで弁当を買う(売買契約)、電車に乗る(旅客運送契約)、音楽をダウンロードする(音楽の売買契約と通信サービス利用契約)なども契約です。
- 友達と遊びに行く約束をすることは、たとえ約束を守らなかったとしても法律上の責任を負わせることはできないので契約とはいえません。



ポイント 自分の都合だけで、一方的に契約を変更したり解除することはできません。
 口約束でも契約は成立します。

覚えておこう クーリング・オフ制度

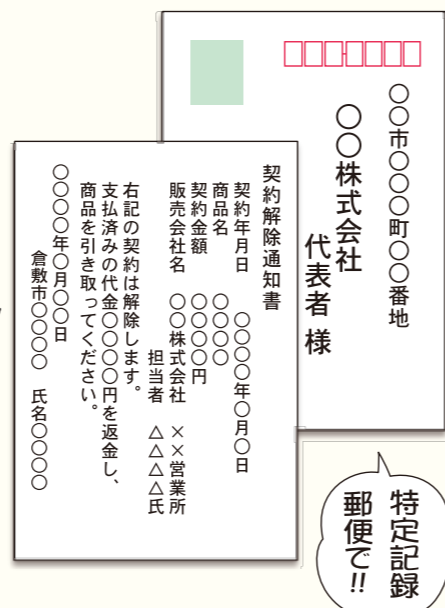
訪問販売や電話勧誘販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば理由がなくても解約できます。販売業者に書面で通知することで、支払った代金は全額返金され違約金や返品送料を支払う必要がありません。

クーリング・オフができる期間

連鎖販売取引・マルチ商法	業務提供誘引販売取引	内職商法 モニター商法	20日間
訪問販売／電話勧誘販売／訪問購入	特定継続的役務提供	エステ・語学教室・パソコン教室・結婚相手紹介サービスなど	8日間

クーリング・オフの方法

- ① 必ず、ハガキ等の書面で送付する。
- ② ハガキの表裏ともコピーをとり保管する。
- ③ 記録が残る方法(特定記録郵便)で郵送する。
郵便局で渡される受領書を保管する。
- ④ クレジット払いをした時は、クレジット会社にも同様の通知をする。



クーリング・オフができない商品(場合)

- 自分から訪問を依頼し買ったもの
- 通信販売で買ったもの
- 使用してしまった消耗品(健康食品、化粧品など)
- 店舗で買ったもの
- 自動車や自動車リース
- 葬儀・ガス・電気など
- 3,000円未満の現金取引

★トラブルにあわないためのポイント

- 1 軽い気持ちで契約しない
- 2 うまい話に飛びつかない
- 3 ネットの情報に流されない
- 4 契約を急がせる者は相手にしない
- 5 借金をしてまで契約しない

★断る言葉は

「契約しません」
 「いいません」
 「興味ありません」

* あいまいな言葉を使わずきっぱりと明確に断る



若者に多いトラブル 大人になったらたんに狙われる!?

定期購入

通信販売で、お試し価格の安価で購入したものの、2回目の商品が届き、高額料金を請求され、定期購入が条件であることが分かった。



契約時契約内容や解約条件をよく確認!

架空請求メール

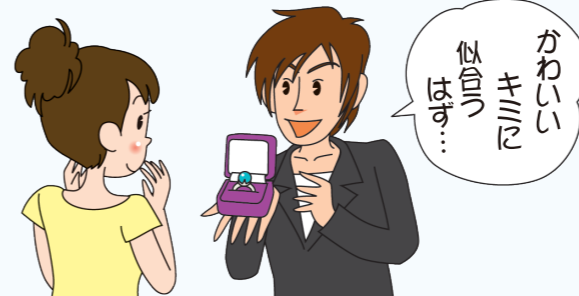
大手通販会社や宅配業者等をかたり、添付のURLより確認するようメールを送り付け、不正なアプリをインストールさせたり、ID・パスワード等を入力させたりして、不正利用するもの。



URLにアクセスしない! ID・パスワードを入力しない!

デート商法

恋愛感情や好意を利用し、高額な商品等売りつける商法。出会い系サイトや婚活サイトで知り合った相手から被害にあうケースもある。



お金の話が出たら疑うこと!

情報商材

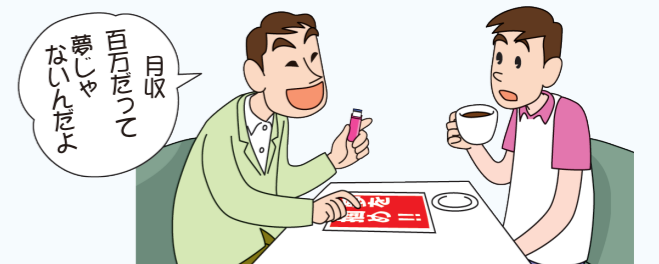
SNS等を使って「簡単に儲かる方法」があると宣伝し、入会金や情報料等の名目でお金をだまし取る。



購入した情報に従っても収入には結びつかない!

マルチ商法

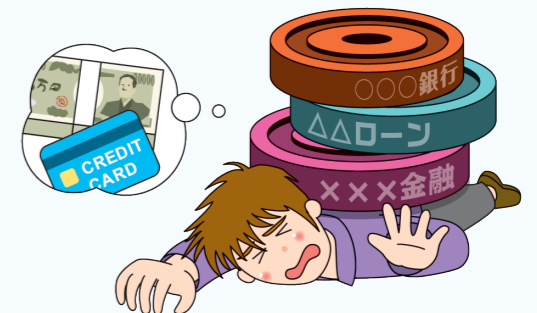
商品を購入し会員になり、友人等を紹介し加入者を増やすことで大きな利益を得られると勧める商法。もうかるのは、組織の上位部にいる者だけ。



うまい話は信じないこと!

多重債務

サラ金等から借りたお金を返済するため、別の業者からお金を借り、借金が膨らんで返済が困難になること。



借金を返済するための借入はしない!

注意 成人したら、未成年者の取り消しはできません。よく考えて契約しましょう!!